

《パブリックコメントへの回答にあたって》

選挙区調査特別委員会において平成26年1月14日から2月13日の間に実施しました「三重県議会議員の選挙区及び定数の見直し(中間案)」に対するパブリックコメントには、県民の皆さんから貴重なご意見をいただきました。いただきましたご意見には、内容が同様の意見が複数ありましたので、委員会において項目ごとに整理、分類し、ご意見に対する委員会の考え方について、以下のとおり回答させていただきます。なお、パブリックコメントにいただきましたご意見については、三重県議会のホームページに2月25日開催の選挙区調査特別委員会(委員会資料3)として掲載しており、その資料中の該当する分類項目欄に○印を付けていますのでご参照ください。

※三重県議会ホームページ(ホーム)県議会の活動>委員会>委員会資料>平成25年度委員会資料>平成25年度選挙区調査特別委員会>2月25日資料3-1、3-2、3-3、3-4)

なお、パブリックコメントを実施するにあたり、これまで三重県議会が取り組んできた議員の定数削減や選挙区見直しにかかる内容、公職選挙法における選挙区の合区の規定等について、一部説明が不足する点がありましたので、今回これらの点につきましても委員会の考え方のなかで回答をさせていただいております。

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
1 2	定数削減	<p>1 一票の格差を是正するためには必要であるが、定数削減が県南部地域に偏りすぎており、南部地域に住む県民の県政への意見反映の点からも問題がある。</p> <p>2 中山間地域を含む県南部地域は過疎、高齢化、鳥獣被害等をはじめ課題が山積しており、県南部地域よりもむしろ県北部地域から定数削減を行うべき。</p>	<p>公職選挙法第15条第8項において、各選挙区の議員の定数は人口に比例して条例で定めると規定され、ただし特別の事情のあるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされています。</p> <p>平成12年3月の選挙区調査特別委員会において、総定数を削減(55人から51人)し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区(四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市)の定数を1人ずつ削減しましたが、その際には、このただし書の規定により、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化等の課題がある当該地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず、その後の平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果においても、中山間地域や県南部地域の選挙区の定数を据え置いてきた経緯があります。</p> <p>今回の中間案については、県の総人口が減少するなかにおいて、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため三重県全体の均衡を考慮し議員1人当たり人口の少ない選挙区から定数削減を行っています。</p>

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
3	定数削減	<p>中間案の定数削減数（6人）ではなくもっと定数削減（7人以上）を実施すべき。</p>	<p>県議会議員の総定数については、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化するなか県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととし、平成12年3月に55人から51人に見直しを行い、伊勢湾岸部の都市形成の進んでいる県内市部（四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）の選挙区から各1人づつ削減を行いました。</p> <p>中間案の策定にあたり、一票の格差の是正を図るため格差をおおむね2倍以内に抑えるべきであるという意見も出されるなか、委員会として検討を行った結果、定数を6人削減することとしたところです。</p> <p>なお、三重県議会基本条例第6条の2において、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民の意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」と定めており、今後の国勢調査における人口動態や社会経済情勢等の諸々の状況を考慮して不断の検討を行っていきたいと考えています。</p>
4	定数削減 合 区	<p>鳥羽市選挙区と志摩市選挙区の合区及び定数削減には反対する。</p> <p>(1) 鳥羽市は有人離島があり現在4,000人が生活している。公共交通機関は市の定期船だけで日常生活の困難さは県内市町とは比較できない。</p> <p>(2) 鳥羽市は、産業、教育、福祉などの分野においても特別な地域であり、市の状況を理解し県政へ伝えるためには鳥羽市選挙区の維持と議員定数1人は最低の条件。</p> <p>(3) 鳥羽市選挙区と志摩市選挙区を合区し定数減をすれば、人口比率の少ない鳥羽市から議員が選出できなくなる。</p>	<p>今回の中間案では、一票の格差是正を図るため、人口減少が進み議員1人当たり人口が少ない選挙区である尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区の定数削減を行っています。</p> <p>また、現行定数が1人である鳥羽市選挙区（人口21,435人）については、議員定数51人による議員一人当たり人口（36,367人）を下回る任意合区対象選挙区でもあることから、一票の格差の是正を図るためには隣接する選挙区との合区が必要であり、福祉、環境衛生の広域行政等において関係の深い志摩市選挙区との合区をしたうえで定数を1人削減することとしたところです。</p> <p>これらの定数削減等を行う選挙区については、離島を抱える地域や過疎、高齢化等の課題が多い地域ではありますが、このような特別の事情を考慮してもなお一票の格差是正が必要と判断されるため、定数削減等を行うこととしたところです。</p>
5	合 区	<p>県南部地域において定数削減により1人区が4選挙区設置されることになるが、多様な県民の意見をより適切に県議会に反映できるようにするためには、選挙でのいわゆる「死票」を極力減らすべきであり、合区も含めて再検討すべき。</p>	<p>選挙区の設定にあたっては、県民の多様な民意を的確に議会に反映するために、できる限り一人区の設置は避け議員定数は複数とすべきであるとの意見もある一方で、今回の定数見直し対象選挙区はそれぞれが広大な区域面積を有し、現行の選挙区面積が最大である津市選挙区（710km<sup>2</sup>）より大きい選挙区の設置は控えるべきであるとし、尾鷲市・北牟婁郡選挙区、熊野市・南牟婁郡選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区について隣接する選挙区との合区は行わないこととしたところです。</p> <p>今後、議会として多様な民意が的確に議会の議論の中で反映できるよう努力を行うこと、また、議員自身も多様な民意の把握に努めるなど県民の負託に応えていく必要があると考えています。</p>

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
6	定数配分	<p>単なる議員1人当たりの人口割で定数を算定することにこだわるのではなく、選挙区面積（地域面積）など地域事情も考慮して定数配分を検討すべき。</p>	<p>公職選挙法第15条第8項において、各選挙区の議員の定数は人口に比例して条例で定めると規定され、ただし特別の事情のあるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされています。</p> <p>平成12年3月には総定数を削減（55人から51人）して、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区（四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）の定数を各1人ずつ削減しましたが、その際には、このただし書の規定により、中山間地域や県南部地域の選挙区については、過疎、高齢化等の課題がある当該地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず、その後の平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果においても、中山間地域や県南部地域の選挙区の定数を据え置いてきた経緯があります。</p> <p>今回の中間案については、県の総人口が減少するなかにおいて、北勢地域をはじめとする都市部の人口は微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口は減少が進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し、議員1人当たり人口の少ない選挙区から定数削減を行っています。</p>
7	定数配分	<p>議員の定数削減ありきではなく、基準となっている都市部の選挙区（亀山市選挙区、鈴鹿市選挙区）の定数を増やす選択肢も議論すべき。</p>	<p>県の総人口が減少傾向にあるなか、現在の社会経済情勢や厳しい県財政状況の下での現行議員定数（51人）の増加については、県民の理解を得ることは困難であると考えています。</p> <p>総定数を増加せずに一票の格差是正を図るには、議員1人当たり人口が最も多い亀山市選挙区について、隣接する選挙区との合区又は選挙区定数の増加が考えられます。</p> <p>しかしながら、①隣接選挙区との合区については、定数1人の亀山市選挙区人口（51,023人）が、議員定数51人による議員一人当たり人口（36,367人）を上回っているため、公職選挙法の規定により合区することができないこと、また、②選挙区の定数増については、亀山市選挙区の定数を1人増加したとしても、次いで議員一人当たり人口が多い鈴鹿市選挙区（49,823人）があるため、抜本的な一票の格差是正にはつながらないこと、さらに、これら両選挙区の定数を1人ずつ増やしたとすると、議員一人当たり人口が少ない2つの選挙区の定数を1人ずつ減らさざるを得ないこととなります。</p> <p>以上のことから、亀山市選挙区及び鈴鹿市選挙区の定数だけを増やし、他の選挙区の定数を据え置くことはできないと考えています。</p>
8	改正時期	<p>定数削減や選挙区の見直しが次々回選挙であるならば、次回改選時に当選した新しい議員の意見を反映するとともに、平成27年に実施される国勢調査の人口動態も考慮して再検討すべき。</p>	<p>三重県議会基本条例第6条の2において、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民の意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行うものとする。」と定めており、今後、平成27年に実施が予定されている国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢の諸々の状況を考慮し、改選された議員の下でも、引き続いて一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の議論を進めていく必要があると考えています。</p>

番号	項目	意見(※要約)	委員会の考え方
9	改正時期	定数削減は次々回選挙において実施するのではなく、次回選挙（平成27年改選）から適用し早期に実施すべき。	定数の削減や合区の対象となっている選挙区の県民への十分な、周知かつ理解をいただく期間が必要であることから、定数削減と合区については、次回選挙（平成27年4月予定）ではなく平成27年5月以降の一般選挙（次々回選挙）から適用することとしたところです。 なお、今回の委員会で議論された改正内容が単なる議論で終わり先送りとならないよう、選挙区及び定数を定めた条例の本則に改正内容を盛り込み、適用する期日は附則に規定することとしています。
10	意見聴取	議員定数や選挙区の見直しにあっては、第三者機関の設置や公聴会、参考人あるいは見直し対象区の地元の意見を直接聞くべきである。	議員の定数や選挙区の見直しについては、県民の方々に直接関係することでもあり、今回、パブリックコメントにより意見募集を行ったところです。 第三者機関の設置や公聴会、参考人等による意見聴取については、例えば中長期の課題について議論を行う場合は必要かと考えますが、個別具体的な議員定数や選挙区については、県議会の裁量の範囲のなかにおいて考えるべきであり、県民の代表である議員自らの責任と判断で決めていくべきであると考えています。
11	報酬削減等	定数削減よりも（現行定数は維持）、議員報酬や政務活動費の削減を図るべき。	今回の選挙区調査特別委員会は一票の格差の是正を行うことを基本事項として確認し、議員定数や選挙区の見直しについての検討を行っています。 議員報酬の額については、知事の諮問機関である特別職報酬等審議会において専門的・客観的に審議され、その意見をもとに条例で定められるものです。 また、政務活動費は、会派や議員が自らの判断で行う政務活動に充てるものであり、その交付額等については、議員の調査研究活動の実態等を勘案して条例で定められるものです。 このようなことから、議員報酬や政務活動費の削減については、議員定数や選挙区の見直しの議論とは別に検討すべきことであると考えています。

#### 《まとめ》

県議会議員の総定数については、情報公開の進展、監査体制の充実等により議員の役割が変化するなか、県議会においても自ら率先して定数削減に取り組むこととし、平成12年3月に見直しを行い、議員定数を55人から51人に削減し、都市形成の進んでいる伊勢湾岸の市部選挙区（四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市）から1人ずつ削減を行いました。

これに対し、中山間地域や県南部地域の選挙区については、平成12年3月の見直しや、平成18年の選挙区調査特別委員会及び平成21年の議員定数等検討会議の検討結果において、過疎、高齢化等の課題があるこれらの地域の特殊性を考慮して定数削減を行わず、据え置いてきた経緯があります。

今回の中間案においては、県の総人口が減少するなか、北勢地域をはじめとする都市部においては人口が微増あるいは横ばいとなっている一方、中山間地域や県南部地域の人口減少は進んでいることから、拡大した一票の格差の是正を図るため、三重県全体の均衡を考慮し議員1人当たり人口の少ない選挙区から定数削減を行っています。

なお、三重県議会基本条例第6条の2において、「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民の意思等が的確に反映できるよう不断の見直しを行うものとする。」と定めており、今後、平成27年に実施が予定されている国勢調査の結果等これからの人口動態や社会経済情勢等の諸々の状況を考慮し、改選された議員の下でも引き続いて一票の格差の是正、総定数、選挙区のあり方の議論を進めていきます。